

写

辰野町国民健康保険税率見直し諮問委員会

答申書

令和5年8月7日

令和5年8月7日

辰野町長 武居 保男 様

辰野町国民健康保険税率見直し諮問委員会
委員長 金子 文武

辰野町国民健康保険税の賦課方法の一部改正について（答申）

令和4年11月25日付4辰第918号3で辰野町国民健康保険税見直し諮問委員会に諮問のありました標記につきまして、当諮問委員会で同年11月25日、令和5年2月14日、7月7日の3回にわたり慎重に審議した結果、辰野町国民健康保険税条例施行規則第6条に基づき別紙のとおり答申する。

別紙

(医療給付費分)

税率		現行	改正案
	所得割額	100分の 5. 20	100分の 5. 60
	資産割額	100分の 20. 00	100分の 10. 00
	均等割額	21, 000円	21, 000円
	平等割額	20, 000円	20, 000円

(後期高齢者医療支援金分)

税率		現行	改正案
	所得割額	100分の 1. 80	100分の 2. 00
	資産割額	100分の 9. 40	100分の 4. 70
	均等割額	7, 000円	8, 500円
	平等割額	6, 000円	7, 000円

(介護給付金分)

税率		現行	改正案
	所得割額	100分の 1. 30	100分の 1. 80
	資産割額	100分の 7. 00	100分の 3. 50
	均等割額	7, 300円	10, 000円
	平等割額	5, 000円	5, 000円

令和6年度より上記を改正案とする。

令和7年度以降については、令和9年度までに、資産割額を上記3区分すべてにおいて100分の0とし、所得割額、均等割額、平等割額については、標準保険税率との差異を鑑みた上で改正案を決定すること。

実施時期

令和6年 4月 1日

なお、改正にあたっては厳しい財政状況であるので、以下の事項に努力されたい。

1. 住民へ辰野町国保の現状とこれまでの経緯を詳しく説明すること。また税率改正については必要性を理解できるような説明を行い、住民への周知徹底を図られたい。
2. 財源の確保と負担の公平性の見地から、国保税の収納率の向上に一層努力されたい。
3. 特定健康診査の受診率・保健指導の利用率の向上を図ると共に、ジェネリック医薬品の普及に努め、医療費削減のため疾病予防対策を充実されたい。

答申理由

長野県では、令和9年度より県下全市町村または二次医療圏単位における標準保険税率を統一する目標を掲げており、資産割額の廃止が決まっている。それに伴い本町においても、標準保険税率に則した適正な保険税率のあり方を、中長期的な視点で検討していかなければならない。

現在、辰野町国民健康保険事業の運営は、平成24年度から現行の税率にて、行ってきたが、県から提示されている納付金額等を基に算出した、標準保険税率と現行の税率とは大きな乖離がある。そのため、町民への急激な負担になる引き上げとならないように検討するところである。

今後、国民健康保険は被保険者数の減少が続き、医療費は増加する状況の中で、納付金額が不確かであるが、令和7年までに全ての団塊の世代が後期高齢者に移り、現役世代の人口が減少する状況で、後期高齢者医療支援分の負担が増加し、より一層厳しい財政運営が予想される。辰野町では令和2年度より国保支払準備基金の取り崩しをしており、現行の保険税率等を据え置いた場合には、令和7年度までに基金は枯渇し赤字になる推測である。このような状況を踏まえ、保険税の引き上げ抑制が困難となってきたことを考慮しなければならない。

そのため、令和6年度については、所得割額は全区分引き上げを行い、資産割額は維持しつつ半額へ引き下げ、均等割額及び平等割額は区分ごと引き上げを行うまたは据え置くこととし、令和7年度以降について、令和9年度までに、全区分の資産割額を廃止し、ほか3項目においては国保支払準備基金及び県下の標準保険税率の動向を踏まえつつ、議論していくことが必要である。